(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　解除の理由　指定理由の消滅
三(一)　解除に係る保安林の所在場所　岐阜県飛騨市神岡町和佐府字坂ノ下二八三の二四、字山ノ下三〇四の六、神岡町殿字保木戸平一六八四の五、一六八四の六
(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
(三)　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第千八百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年十二月十六日

農林水産大臣　西川　公也

一(一)　解除に係る保安林の所在場所　岐阜県高山市清見町巣野俣字六方一五一七の一五二から一五一七の一五四まで（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一五一七の五五二、一五一七の五五三、字曲り洞一五四〇の一七、一五四〇の一八、清見町楢谷字竜ケ谷一一五の三〇、一一五の三五、一一五の四一
(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養
(三)　解除の理由　指定理由の消滅
二(一)　解除に係る保安林の所在場所　岐阜県高山市清見町坂下字オトシケ平九七〇の二、九七〇の三、九七〇の五から九七〇の九まで
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県庁及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年十二月十六日

農林水産大臣　西川　公也

一　解除に係る保安林の所在場所　岐阜県恵那市大井町字観音寺二六九五の三六七、二六九五の七二四、二六九五の七二五
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第千八百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年十二月十六日

農林水産大臣　西川　公也

一　解除に係る保安林の所在場所　岐阜県可児市下切字青木二〇八一の一二、多治見市姫町五丁目六・八の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年十二月十六日

農林水産大臣　西川　公也

一　解除に係る保安林の所在場所　岐阜県揖斐郡揖斐川町塚字塚奥山五四八の一八二（国有林）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千八百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年十二月十六日

農林水産大臣　西川　公也

一　解除に係る保安林の所在場所　岐阜県下呂市馬瀬川上字上栗原一二三の六二（国有林）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千八百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年十二月十六日

農林水産大臣　西川　公也

一　解除に係る保安林の所在場所　島根県益田市美都町山本イ二三三〇の四
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第千八百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年十二月十六日

農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　山梨県西八代郡市川三郷町（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
市川三郷町（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び市川三郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年十二月十六日

農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　山梨県西八代郡市川三郷町（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
市川三郷町（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び市川三郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年十二月十六日

農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　徳島県美馬市木屋平字今丸三二から三五まで、三八、四〇の二、五〇、二二四、二二六（次の図に示す部分に限る。）、二三三、二七四の一、二七四の二、二七五、字下名一五〇、一七五、一七九、一九五から一九七まで、二〇〇、二〇一、二〇五、字二戸二四〇
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字今丸三二から三五まで、三八、四〇の二、五〇、二二四、二二六（次の図に示す部分に限る。）、二三三、二七四の一、二七四の二、二七五、字下名一五〇、一七五、一七九、一九五から一九七まで、二〇〇、二〇一、二〇五、字二戸二四〇
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び美馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年十二月十六日

農林水産大臣　西川　公也